

消食表第8号  
令和2年1月15日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）が改正され、既存添加物「イソマルトデキストラナーゼ」及び「カキ色素」について、成分規格が新たに規定されました。

上記改正に係る事項のほか、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の解釈を明確化すべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。